

自立支援教育訓練給付金事業



自立をめざした積極的な取り組みを応援します！

「母子家庭の母」「父子家庭の父」の主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図ることを目的に、市長の指定講座を受講した後に受講費用の一部を支給する事業です。

■対象者

：池田市在住で次のすべての要件を満たす「母子家庭の母」「父子家庭の父」です。

1. 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方
2. 講座を受けることが、適職に就くために必要である方
3. 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方

■対象講座

：雇用保険制度の教育訓練給付金（一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金）の指定講座*です。

（例） 介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、パソコン、簿記 等

※ 特定一般教育訓練指定講座及び専門実践教育訓練指定講座は、資格の取得を目的としない講座の場合は対象外。

■支給額^{※1※2}

①雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の対象外の方

：本人が支払った費用の**6割**に相当する額
（上限 20 万円）

雇用保険制度の教育訓練給付金は
ハローワークで手続きできるよ♪

②雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の対象外の方^{※3}

：本人が支払った費用の**6割**に相当する額
（上限 160 万円(40 万円×受講年数)）



③雇用保険制度の教育訓練給付金の支給対象者^{※4}

：①または②の額から、雇用保険制度の教育訓練給付金の額を差し引いた額

※1 算定額が 12,000 円を超えない場合は対象外です。

※2 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座を修了した方は、修了日（当該給付金支給対象者は、その受給額確定日）から 1 年以内に資格を習得し、就職等した場合には、本人が支払った費用の 8.5 割に相当する額（上限 240 万円(60 万円×受講年数)）が総支給額となり、2.5 割に相当する額が追加支給される場合があります。

※3 6 カ月ごとに支給決定します。

※4 雇用保険制度の教育訓練給付金を受給できる方は、当該給付金の受給が必要です。

■対象となる経費

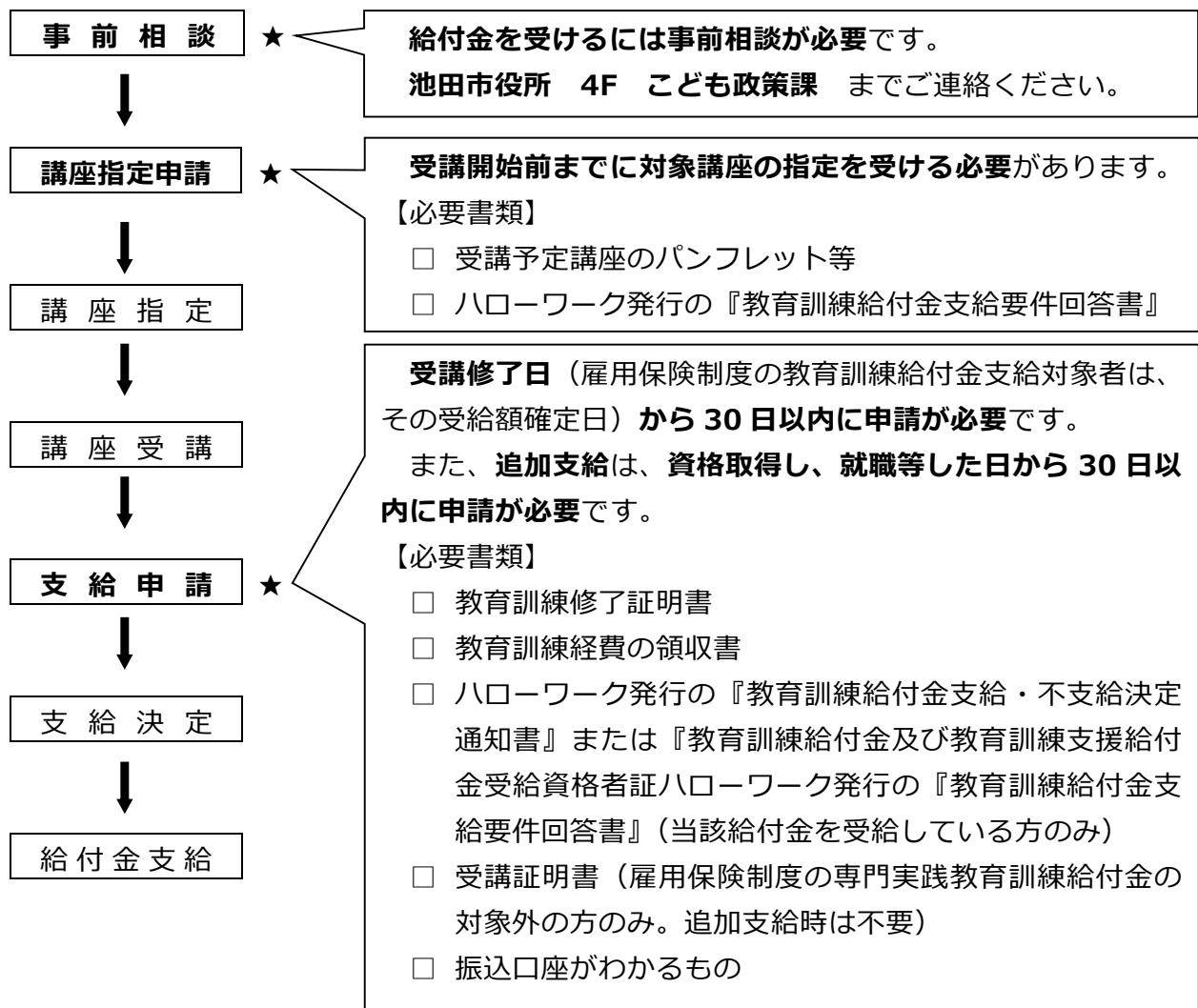
：教育訓練施設に対して支払われた、入学料、受講料、教材費、消費税等が対象です。
ただし、希望により行なわれる訓練や提供される教材等に要する費用は除きます。

■給付金の手続きの流れ

：指定申請書や支給申請書には、下図記載の必要書類のほか状況に応じて添付書類を求め場合があります。また、個人番号を記載していただきますので、本人確認（番号確認及び身元確認）のためマイナンバーカード等の持参が必要です。

<状況に応じて必要な添付書類：例>

自立支援プログラムの支援対象者の証明書、申請者等の戸籍謄本・住民票、
資格取得証明書、雇用証明書 等



詳しいことについては 池田市 こども政策課
母子・父子自立支援員まで お問い合わせください。
電話 072-754-6525（ダイヤルイン）
平日 午前9時～午後5時